

別表六の二 (十)

「28」欄又は「41」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 業 度		法人名	連 結 所 得 の 金 額				
連 事 年	結 業 度	()	連 結 所 得 の 金 額	円			
各 連 結 法 人 分 に お け る 繰 上 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「56の①」)	21			
	調整前連結税額の個別帰属額 $(24) \times \frac{(1)}{(2)}$	2	工業用機械等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得連結法人の(1)の合計)	22			
	各 連 結 法 人 分 に お け る 繰 上 算	取得価額の合計額 (別表六の二(十)付表「10」の合計)	3	繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	23		
		同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額	4	調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	24		
		税 額 控 除 限 度 額 $((3) - (4)) \times \frac{15}{100} + (4) \times \frac{8}{100}$	5	総調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{20}{100}$	25		
		法人 税 額 基 準 額	調整前連結税額基準額 $(25) \times \frac{(1)}{(2)}$	6	当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)	26	
			個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	7	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十一)「19の②」)	27	
			法人税額基準額 (6)と(7)のうち少ない金額)	8	当期税額控除額の合計額 $(26) - (27)$	28	
		当期税額控除可能額 (5)と(8)のうち少ない金額)	9	総調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{20}{100}$	29		
		調整前連結税額超過構成額 $(7) \times \frac{(9)}{(26)}$	10	総調整前連結税額基準額の残額 $(29) \text{ 又は } ((29) - (26))$	30		
		当期税額控除額 $(9) - (10)$	11	繰越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	平 (各連結法人の(44の①)の合計)	31	
		繰 上 算	繰越税額控除限度超過額 (43)の計)		12	平 (各連結法人の(44の②)の合計)	32
	法人 税 額 基 準 額				調整前連結税額基準額 $(30) \times \frac{(1)}{(2)}$	13	平 (各連結法人の(44の③)の合計)
			個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$		14	平 (各連結法人の(44の④)の合計)	34
	個別帰属額基準額の残額 $(14) \text{ 又は } ((14) - (9))$		15	合 計	35		
	法人税額基準額 (13)と(15)のうち少ない金額)		16	繰 上 算	連 結 事 業 年 度 (別表六の二(二十一)付表「16の②」)	36	
	当期繰越税額控除可能額 (12)と(16)のうち少ない金額)		17		平 (別表六の二(二十一)付表「17の②」)	37	
	繰 上 算	調整前連結税額超過構成額 $(36) \times \frac{(44の①)}{(31)} + (37) \times \frac{(44の②)}{(32)}$	18		平 (別表六の二(二十一)付表「18の②」)	38	
		当期繰越税額控除額 $(17) - (18)$	19		平 (別表六の二(二十一)付表「19の②」)	39	
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 $(11) + (19)$	20	合 計	40			
		法人税額の特別控除額の合計額 $(28) + (41)$	42				
		各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算	連 結 事 業 年 度 又は事業年度	前期繰越額 又は当期税額 控除限度額	当期控除 可能額	翌期繰越額 $(43) - (44)$	
			43	44	45		
			平 ①	円	円		
			平 ②			外 円	
			平 ③			外	
			平 ④			外	
			計		(17)		
			当 期 分	(5)	(9)	外	
			合 計				

P11参照

別表六の二(十) 平二十六・四・一以後終了連結事業年度分

○ 別表六の二(十)「28」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十)付表1欄が「第1号」)	平成26年旧措置法第68条の13第1項(平成26年旧措置法第42条の9第1項第1号)	10389	「28」の欄の金額
	第68条の13第1項(第42条の9第1項第1号)	10476	
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十)付表1欄が「第2号」)	平成26年旧措置法第68条の13第1項(平成26年旧措置法第42条の9第1項第2号)	10390	
	第68条の13第1項(第42条の9第1項第2号)	10477	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十)付表1欄が「第3号」)	平成26年旧措置法第68条の13第1項(平成26年旧措置法第42条の9第1項第3号)	10391	
	第68条の13第1項(第42条の9第1項の表の第3号)	10478	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十)付表1欄が「第4号」)	平成26年旧措置法第68条の13第1項(平成26年旧措置法第42条の9第1項第4号)	10392	
	第68条の13第1項(第42条の9第1項第4号)	10479	
沖縄の金融業務特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十)付表1欄が平成26年旧措置法「第5号」)	平成26年旧措置法第68条の13第1項(平成26年旧措置法第42条の9第1項第5号)	10393	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十)付表1欄が「第5号」)	第68条の13第1項(第42条の9第1項第5号)	10480	

○ 別表六の二(十)「41」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	「第68条の13第2項」(第42条の9第1項第1号から第5号まで)、「平成26年旧措置法第68条の13第2項」(平成26年旧措置法第42条の9第1項第1号から第5号まで)又は「平成24年旧措置法第68条の13第2項」(平成24年旧措置法第42条の9第1項第1号から第5号まで)	10394	「41」の欄の金額